

第 23 回教育委員会

令和元年 12 月 17 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

協議題第42号 大阪市立学校園における令和2年度の休業日の設定について

協議題第 42 号

大阪市立学校園における令和 2 年度の休業日の設定について

令和 2 年度に限り、大阪市立学校管理規則第 2 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、7 月 20 日（月曜日）を休業日と定める。

（理由）

「国民の祝日に関する法律」により、「海の日」は 7 月の第 3 月曜日（令和 2 年は 7 月 20 日）と設定されているところであるが、今般、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴って、令和 2 年度に限り、「国民の祝日に関する法律」の特例が設けられ、東京オリンピック開催の前日である 7 月 23 日（木曜日）が「海の日」となる。

大阪市立学校管理規則では、7 月 21 日（火曜日）から夏季休業期間となるため、本来の暦では「海の日」である 7 月 20 日（月曜日）が土日明け 1 日（午前中）だけの登校日となる。

そこで、より効率的、効果的な学校運営を行うために、令和 2 年度に限り、7 月 20 日（月曜日）を休業日と定め、7 月 17 日（金曜日）に終業式を行い、7 月 18 日（土曜日）から夏季休業期間を開始するものとする。

(参考)

大阪市立学校管理規則（抄）

(休業日)

第2条の2 学校（幼稚園を含む。第8条の4、第8条の6、第8条の7及び第8条の11を除き以下同じ。）の休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日 7月21日から8月24日（高等学校においては8月31日）まで
- (2) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (3) 春季休業日 3月25日（高等学校においては3月16日）から4月7日
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める日